

令和2年4月1日  
平成30年3月30日

## 「香川県 ICT 活用工事（土工） 試行要領」 Q & A

Q 1 要領第2条の「3次元設計データ作成」と「ICT 建設機械による施工」の施工プロセスに ICT 施工技術の活用を考えているのですが、ICT 活用工事に該当しますか。  
また、施工者希望型による ICT 活用工事の対象工事になっていますが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A 1 令和元年度までは、ICT 活用工事として、以下の①～⑤※の全ての施工プロセスの段階で、ICT 施工技術を活用する必要がありました。

令和2年度からは、試行要領第6条に定める「施工者希望型」において、一部の段階で ICT 施工技術を活用する場合でも、ICT 活用工事として必要な経費を第5条により設計変更を行い計上できるようになりました。

ただし、その場合でも③ICT 建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理のいずれかは、実施する必要があります。

また、発注者指定型の場合は、工事発注時に ICT に 関する必要な経費を計上していることから、①～⑤※全ての施工プロセスの段階で ICT 施工技術を活用する必要があります。

※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

Q 2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。

A 2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT 活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。

Q 3 今年度から試行される「作業土工（床掘）」、「付帯構造物設置工」について教えてください。

A 3 「作業土工（床掘）」、「付帯構造物設置工」は、ICT 活用工事（土工）の関連工種であるため、ICT 活用工事（土工）の施工者希望型で発注された工事で ICT を活用する場合、監督員と協議を行い、発注者が認めた場合に実施することができます。

また、ICT 活用工事（土工）として発注された工事以外でも、同様に取扱うこととします。それぞれに試行要領を定めていますので、詳細は各試行要領で確認してください。

Q 4 要領第7条「別表1 準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。

A 4 四国地方整備局 i-Construction 推進本部のウェブサイト「ICTの基準類」を参考にしてください。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/ict.html>

Q 5 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めない」とは、どういうことですか。

A 5 ICT活用工事（土工）の施工管理手法は、従前行ってきた土工の施工管理手法と異なり、適用する基準「土木工事施工管理基準及び規格値」も異なります。

よって、受注者がICT活用工事（土工）を実施する場合は、従前行ってきた土工の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、従前の施工管理を求めないものとします。

ICT活用工事（土工）の出来形管理については、原則、面管理で行うこととしますが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、測点の各断面で管理する従来の手法による出来形管理を行ってもかまいません。

Q 6 要領第3条の「ICTによる土工の適用範囲」とは、どういうことですか。

A 6 「ICTによる土工の適用範囲」は、土木工事標準積算基準書の（共通編）第1章 土工 ②-2 土工（ICT）によるものとし、土工の硬岩掘削は、ICTによる土工の適用範囲外になります。

Q 7 要領第3条の「他工事の進捗の影響を受ける工事」を、具体的に示してほしい。

A 7 「他工事の進捗の影響を受ける工事」とは、建設発生土を工事間流用する必要があり、当該工事の土工進捗が、建設発生土搬出側の工事進捗の影響を受ける工事などを想定しています。

Q 8 要領第3条の「適用対象外とする工事」を、具体的に示してほしい。

A 8 施工後に撤去される工事用道路等の仮設構造物やラウンディング法面、すりつけ箇所等を想定しています。